

## 保育士加配支援事業実施要綱

### 1 目的

本事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により認可された保育所及び同法第34条の15第2項の規定により認可された家庭的保育事業等（小規模保育事業A型、B型及び事業所内保育のみ）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第3項の規定により認定された認定こども園及び同法第17条の規定により認可された幼保連携型認定こども園（市町村長が設置するものを除く。以下「民間保育所等」という。）において、国の配置基準以上に保育士又は保育教諭（以下「保育士等」という。）を配置する際にかかる経費を補助することにより、安全で質の高い保育の確保を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、中核市を除く市町村とする。

### 3 事業内容

#### (1) 乳児保育士加配支援事業

##### ア 事業内容

0歳児の保育に対する需要に対応するため、条例等に規定する基準を超えて保育士の配置を行う費用の一部を補助する。

##### イ 実施要件

本事業の補助対象となる施設は次の（ア）及び（イ）の要件を満たすこと。

##### （ア）保育士配置基準

0歳児3人につき1人を上回る保育士等の配置をすること。

##### （イ）補助対象施設

0歳児の保育を実施する民間保育所等であって、当該民間保育所等を利用する0歳児数が3人又は5人以上であること。

##### ウ 留意事項

（ア）本事業を実施する民間保育所等は、事業が適切かつ円滑に実施されるよう、入所児童等の状況を随時確認し、職員の配置を行うこと。

（イ）事業の実施において、イの実施要件を月の途中で満たした場合（広域入所を含む。）は翌月以降から本事業の対象となること。

（ウ）補助対象となる加配保育士等数の上限人数は次の各号に掲げる0歳児数に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。ただし、月の途中で上限人数が増加することで補助対象となる加配保育士等数が増加した場合は翌月以降から補助の対象となること。

① 0歳児数 3人又は5人以上10人以下 1人

② 0歳児数 11人以上16人以下 2人

③ 0歳児数 17人以上 3人

（エ）本事業に要する費用について、子どものための教育・保育給付交付金やその他の補助事業により、その経費が交付される場合には、対象としないこと。

（オ）市町村は、本事業を実施するために必要な経費を民間保育所等に対し支弁すること。

#### (2) 1歳児保育士加配支援事業

##### ア 事業内容

1歳児の保育に対する需要に対応するため、条例等に規定する基準を超えて保

育士の配置を行う費用の一部を補助する。

#### イ 実施要件

本事業の補助対象となる施設は次の（ア）及び（イ）の要件を満たすこと。

##### （ア）保育士配置基準

1歳児4人につき1人以上となるよう保育士等の配置をすること。

##### （イ）補助対象施設

1歳児の保育を実施する民間保育所等であって、当該民間保育所等を利用する1歳児数が5人又は6人若しくは9人以上であること。

#### ウ 留意事項

（ア）本事業を実施する民間保育所等は、事業が適切かつ円滑に実施されるよう、入所児童等の状況を随時確認し、職員の配置を行うこと。

（イ）事業の実施において、イの実施要件を月の途中で満たした場合（広域入所を含む。）は翌月以降から本事業の対象となること。

（ウ）補助対象となる加配保育士等数の上限人数は次の各号に掲げる1歳児数に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。ただし、月の途中で上限人数が増加することで補助対象となる加配保育士等数が増加した場合は翌月以降から補助の対象となること。

① 1歳児数5人又は6人若しくは9人以上20人以下 1人

② 1歳児数21人以上32人以下 2人

③ 1歳児数33人以上 3人

（エ）本事業に要する費用について、子どものための教育・保育給付交付金やその他の補助事業により、その経費が交付される場合には、対象としないこと。

（オ）市町村は、本事業を実施するために必要な経費を民間保育所等に対し支弁すること。

## 4 県の補助

県は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

### 附則

（適用期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。